

指標 16.10.2

指標名、ターゲット及びゴール

指標 16.10.2 情報へのパブリックアクセスを保障した憲法、法令、政策の実施を採択している国の数

ターゲット 16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。

ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

定義及び根拠

- 定義

情報へのパブリックアクセスを保障した憲法、法令、政策の実施の採択の有無

- 概念

概念的には、「情報へのパブリックアクセス」とは、「市民などが情報を利用するための堅牢なシステム」を意味する。このようなシステムは、個人による情報の利用可能性に影響を与える知的、物理的、社会的要素の組み合わせを表す。言い換えれば、情報へのパブリックアクセスに関する課題を議論する際には、その実際の成果のいかなる測定においても、個人がパブリックドメインにおける情報の質とアクセスを促すためのコミュニケーションの基盤の本質をどのように知覚するのか、その情報が特定の政体の一員としての個人によって最終的にはどのように利用されるのかを考慮する必要性を認識することが重要となる。

一般的に、これらはパブリックアクセスについての立法や政策に行き着く問題である。さらにはっきり言えば、そのような立法や政策は、政府等の保有するデータに一般大衆がアクセスすることを認める情報自由法（FOI法）の形を取る。

- 根拠及び解釈

この指標は、情報へのパブリックアクセスの重要性に鑑みて選択されたものと考えられる。

データソース及び収集方法

なし

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

ユネスコから示された作成方法（メタデータ）に基づけば、算出方法として以下の重要な変数が評価されるものと考えられる。

1. 情報へのパブリックアクセスについて憲法上、法定上、政策上の保証を有しているか
2. そのような憲法上、法定上、政策上の保証が国際約束（世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約等）を反映しているか
3. そのような保証を確実にする実施メカニズムが機能しているか

日本には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）があり、何人も、同法の定めるところにより、行政機関の長に対し、行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

したがって、日本は情報へのパブリックアクセスを保障した憲法、法令、政策の実施を採択しているといえる。

○ コメントと限界

なし

データの詳細集計

なし

参考

日本法令外国語訳データベースシステム（行政機関の保有する情報の公開に関する法律該当ページ）

(<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?id=99&vm=04&re=01&new=1>)

データ提供府省

総務省

関連政策府省

総務省

担当国際機関

ユネスコ統計研究所（UNESCO-UIS）